告示

○金融庁告示第五十二号

アクサ・エス・アーが、アクサフィナンシャル生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりアクサ・エス・アーの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第五十三号

アクサ・ライフ・リミテッドが、アクサフィナンシャル生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりアクサ・ライフ・リミテッドの同法第二百七十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第五十四号

アールジーエー・リインシュアランス・カンパニーより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十七日

金融庁長官　三國谷勝範

○政治資金適正化委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十一年十月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一五七九	伊藤　信彦	二一、七、一四	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
日本における代表者の氏名及び住所	グレゴリー・グッドフレッシュ　東京都港区六本木四丁目二番五十番		

○政治資金適正化委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年十月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
三〇七三	二一、一〇、九	中山　孝浩
三〇七四	二一、一〇、九	佐々木隆信
三〇七五	二一、一〇、九	星　憲雄
三〇七六	二一、一〇、九	大石　英博
三〇七七	二一、一〇、九	重松　靖久
三〇七八	二一、一〇、九	春日　貴子
三〇七九	二一、一〇、九	田添謙之輔
三〇八〇	二一、一〇、九	後藤　達朗
三〇八一	二一、一〇、九	高橋　幹
三〇八二	二一、一〇、九	森田　威
三〇八三	二一、一〇、九	大熊　裕司
三〇八四	二一、一〇、九	武野りつ子
三〇八五	二一、一〇、九	村田　絵理
三〇八六	二一、一〇、九	小﨑　富雄
三〇八七	二一、一〇、九	加瀬　隆行
三〇八八	二一、一〇、九	古田　益三
三〇八九	二一、一〇、九	内海　清人
三〇九〇	二一、一〇、九	平間　良一
三〇九一	二一、一〇、九	小平　茂
三〇九二	二一、一〇、九	古川　清二
三〇九三	二一、一〇、九	中本　雅人

○法務省告示第五百号

福井県敦賀市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十一年十月二十七日

法務大臣　千葉　景子

福井県敦賀市曙第八十八番地　菅濱　乙吉

○法務省告示第五百一号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成二十一年十月二十七日

法務大臣　千葉　景子

名称	主たる事務所
福島県土地家屋調査士会	福島市北五老内町四番二十二号

○法務省告示第五百二号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成二十一年十月二十七日

法務大臣　千葉　景子

名称	主たる事務所
宮崎県土地家屋調査士会	宮崎市旭二丁目二番二号

○法務省告示第五百三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年十月二十七日

法務大臣　千葉　景子

氏名　ダニエル・ウォンゾ・リー

生年月日　千九百五十四年一月九日

国籍　アメリカ合衆国

○財務省告示第三百四十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十一年十月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十七日

財務大臣　藤井　裕久

一　名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第十六回）
二　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行額	額面金額で二千六百九十億三千五百六万円
五　最低額面金額	一万円
六　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七　発行日	平成二十一年十月十五日
八　発行価格	額面金額百円につき百円
九　利率	年〇・六〇パーセント
十　初期利子	平成二十二年四月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。 額面金額 $\times \frac{0.60}{100} \times \frac{1}{2}$
十一　第二期以後の利子	毎年十月十五日及び四月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十二　償還期限	平成二十六年十月十五日
十三　償還金額	額面金額百円につき百円
十四　払込期日	平成二十一年十月十五日
十五　払込場所	日本銀行の本店又は支店
十六　中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、平成二十三年十月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。 額面金額＋経過利子に相当する金額 − 利子に相当する金額 $\times \frac{80}{100} \times 4$